

東広島市外でおたふくかぜ予防接種を希望される方へ

やむをえない事情により市外で接種される場合には、医療機関等に対して東広島市が発行した「任意予防接種依頼書」を提出することが必要になります。

手続きの方法

① 申請

任意予防接種依頼書交付申請書を、「医療保健課」または各支所へ提出してください。

② 任意予防接種依頼書の交付（交付には 7～10 日程度かかります）

任意予防接種依頼書の交付と併せて、予診票など必要な書類をお渡しします。

③ 接種

任意予防接種依頼書と予診票をお持ちいただき、医療機関等で接種を受けます。予診票（市提出用）と接種料金の領収書を必ずお受けとってください。

④ 予診票写しの提出及び費用助成の申請（郵送でも可能です）

東広島市任意予防接種費助成金請求書に必要事項（振込口座等）を記入し、予診票（市提出用）と接種料金の領収書（原本）を添えて申請してください。助成する金額は、東広島市基準額と接種費用を比較して、低い方の金額となります。場合によっては一部自己負担が生じます。

※接種後 40 日以内に申請をしてください。40 日を超える場合は、遅延理由書の提出が必要になります。（遅延理由書は、東広島市公式ホームページからプリントできます。）

（令和 7 年度接種分）

基準額：6,000 円

⑤ 費用助成

助成金請求書の提出後、適切と認められた場合は、東広島市から決定通知書を送り、指定口座に振込みます。口座は申請者名義のものをお願いします。申請者と異なる名義の口座を指定する場合、委任状が必要です。

【問い合わせ先】

●東広島市 医療保健課 医療感染症対策係

〒739-8601 東広島市西条栄町 8 番 29 号

Tel (082) 420-0936 Fax (082) 422-2416

●黒瀬支所 福祉保健課 Tel (0823) 82-0220

●豊栄支所 地域振興課 Tel (082) 432-2563

●河内支所 地域振興課 Tel (082) 437-1109

●安芸津支所 福祉保健課 Tel (0846) 45-2065